

大和高田市まち・ひと・しごと創生会議設置要綱

平成29年 5 月23日 告示第72号

改正

令和 2 年 3 月31日 告示第52号

令和 4 年 5 月30日 告示第77号

(趣旨)

第 1 条 大和高田市人口ビジョン及び大和高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に関し、幅広い意見を聴取するため、大和高田市まち・ひと・しごと創生会議（以下「創生会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 創生会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 大和高田市人口ビジョンの変更に関する事項
- (2) 大和高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更に関する事項
- (3) 大和高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の成果検証に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 創生会議の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 産業界の関係者
- (3) 行政機関の関係者
- (4) 教育機関の関係者
- (5) 金融機関の関係者
- (6) 労働団体の関係者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 創生会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、創生会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 創生会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 創生会議の会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、創生会議の会議に委員以外の者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 創生会議の庶務は、企画政策部企画創生課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、創生会議の運営に関し必要な事項は、会長が創生会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(大和高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定意見交換会設置要綱の廃止)

2 大和高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定意見交換会設置要綱（平成27年告示第64号の2）は、廃止する。

(会議の招集の特例)

3 この告示の施行後最初に行われる創生会議の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（令和2年3月31日告示第52号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月30日告示第77号）

この告示は、令和4年6月1日から施行する。